

アメリカ合衆国における少年の性犯罪者に対する登録・ 通知制度

隅 田 陽 介

はじめに

- 一 アメリカ合衆国における性犯罪者の登録制度
- 二 少年の性犯罪者を対象とした登録制度に関する司法の見方
- 三 少年の犯罪者に対する科刑に関する合衆国最高裁判所の考え方
- 四 若干の検討
おわりに

はじめに

周知の通り、近時、各国でリベンジ・ポルノの投稿が問題となっており、わが国をはじめ、いくつかの国々ではすでに法規制が行われている。⁽¹⁾ そのうち、アメリカ合衆国における現時点での主要な対応策は、連邦法ではなく州法に

よる刑事的な規制であると考えられる。そこで、連邦法による刑事的な規制を求める声があるが、その際の手法としては、既存の法律を利用すべきであるという主張と、新たにリベンジ・ポルノに特化した特別法を制定すべきであるという主張がある。ただ、前者の主張に対しては、例えば、児童ポルノ処罰法によるとした場合、同法によって有罪判決を受けたとしたならば、性犯罪者として登録されることがあり、その結果、投稿者は、居住区域や移動に関して様々な制約を受けることになる。そのために、投稿者が未成年者である場合には、刑罰・制裁の内容としては必ずしも好ましいものではないといった指摘がなされている。⁽³⁾

実際、合衆国では、対象者が少年の場合であっても、性犯罪者として登録され、それが生涯に亘ることもある。⁽⁴⁾しかし、このように、少年の性犯罪者を生涯に亘って性犯罪者として登録することに関しては批判的な見方もなされており、州の最高裁判所の中には、こうした制度は残虐で異常な刑罰に該当するとして、アメリカ合衆国憲法第八修正案に違反する旨判示しているところもある。⁽⁵⁾また、この問題は少年司法の基本的な理念や在り方とも関連するところがあり、看過することはできないと考えられる。

そこで、本稿では、この問題について、以下の順で取り上げてみようと思う。⁽⁶⁾まず、一では、合衆国において性犯罪者の登録・通知制度（以下、「登録制度」と表記する）が整備されるに至るまでの経緯及び現在の状況等について簡単にまとめ、二では、少年の性犯罪者を対象とした登録制度に関する司法の見方について、肯定・否定双方の立場から明らかにする。次に、三では、少年の犯罪者に対する科刑に関する合衆国最高裁判所の考え方について触れる。そして、最後に、四において、これらの判例の考え方を踏まえた上で、少年の性犯罪者に対する登録制度について若干の検討をしてみたいと思う。⁽⁷⁾

一 アメリカ合衆国における性犯罪者の登録制度

(一) これまでの経緯

合衆国においては、当初は、少年の性犯罪者は登録制度の対象には含まれていなかった⁽⁸⁾のであるが、少年の性犯罪者を登録することに関心が寄せられるようになった背景としては次のようなことが考えられる。まず、近時の犯罪統計によれば、報告されている性犯罪の中で少年の犯罪者が占める割合は二〇%以上⁽⁹⁾に達しているとされる。そこで、こうした少年による犯罪に対して合衆国全体が強い危機感を覚えていることに加え、少年の犯罪者に対しては厳罰を科すべきであるというような意識が高まってきたこと、既知の性犯罪者には社会全体で対応すべきであるといった認識が広がってきたこと等が相俟って、州及び連邦双方において、少年の性犯罪者を登録し、その情報を地域社会に通知するという方策に関心が集まってきたもの⁽¹⁰⁾と考えられる。

もともと、合衆国では、犯罪者が施設を出た後も追跡を継続するための登録制度は、市レベルではすでに一九二〇年代には存在していたが、州レベルでは一九三〇年代以降に、犯罪者に対して、法執行機関に登録するよう要請する動きが始まったとされる。すなわち、一九三七年にフロリダ州で初めて、特定の重罪の場合に犯罪者の登録を行う法制度が整備されている。続いて、一九四四年にはカリフォルニア州で初めて、法執行機関に対して性犯罪者のリストを整備するよう求める州法が制定され、一九四七年に性犯罪者に特化した形で登録を実施する制度が構築されている。その後、一九九六年までにほとんどの州で登録制度が整備されている。また、一九九〇年にはワシント

ン州が初めて、地域社会に向けた公開・通知を前提として、有罪を認められた性犯罪者に登録を行うよう求める州法上の規定を設けた⁽¹¹⁾とされる。

各州におけるこのような立法の動向を受けて、合衆国議会でも全米レベルの統一的な登録制度の整備が検討されるようになった。その第一歩となるのが、一九九四年に制定された「ジェイカブ・ヴェタリング児童に対する犯罪及び性的暴力犯罪者登録法」(Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act)である。同法は、成人の性犯罪者を対象として、施設からの釈放に合わせて登録を求めるところに主眼を置き、登録に係る基準となる要件を連邦レベルで規定したものである⁽¹²⁾。同法の場合、主眼は性犯罪者の登録にあったことから、登録された性犯罪者の情報を地域社会へ通知することは許されてはいたが、求められてはいなかった⁽¹³⁾。また、その内容を性犯罪による非行事実が認められた少年にも適用するかどうかについては、要請されていない一方、禁止もされていなかった⁽¹⁴⁾。

次に、一九九六年に「メーガン法」(Megan's Law)⁽¹⁵⁾が制定され、ヴェタリング法で規定されていた登録情報の裁量的な通知手続が、州や法執行機関は地域社会に対して「市民を保護するために必要な情報」を必要的に通知することが求められるというように改められた。特に、連邦法に基づいて、インターネット上のサイト等を通して市民に通知することが求められたという点で特筆すべきものと評されている⁽¹⁶⁾。このように、メーガン法は性犯罪者の情報を地域社会に通知することに主眼を置いていたため、この頃から、登録された性犯罪者の情報をインターネット上で公開する州が現れている。さらに、二〇〇五年には司法省の司法計画室 (Office of Justice Programs) が「一般向け全米性犯罪者登録簿」(National Sex Offender Public Registry: NSOPR)を整備したことから、各州の検索システムが集約的に一

本化されることになった⁽¹⁷⁾。その結果、多くの人が一回のマウス操作を通して、各地域に居住している性犯罪者の氏名や住所、顔写真等を即座に閲覧することが可能になった⁽¹⁸⁾のである。

(二) 「二〇〇六年アダム・ウォルシュ児童保護及び安全法」

(一)で触れたような経緯を辿った後、二〇〇六年七月に「二〇〇六年アダム・ウォルシュ児童保護及び安全法 (Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006)」の第一編として「性犯罪者登録及び通知法 (Sex Offender Registration and Notification Act: SORNA)」⁽¹⁹⁾が制定された。同法の目的は、「性犯罪者及び児童に対する犯罪者から社会生活の安全を確保する」ために「全米レベルでの包括的な性犯罪者の登録制度」を構築し、州ごとに制度が整備されていたことに起因する抜け穴に犯罪者が逃げ込めないようにする⁽²⁰⁾ことにある。特にそれまでの法制では、登録及び情報の通知の対象は性犯罪で有罪を認められた (convicted) 成人の性犯罪者に限られていたのであるが、「有罪を認められた」という文言の内容として、「非行事実を認められた (adjudicated delinquent)」ということも含められることになった点が注目される。すなわち、同法では、連邦法上、初めてその対象が、行為時に一四歳以上で、18 U.S.C. §2241に規定されているような、強制力 (force) を用いる、又は、激しい暴力を振るうと脅す、薬物を用いるなど加重性的虐待 (aggravated sexual abuse) 等に匹敵するような手段によって、性行為をし、又は、しようとしたという非行事実を認められた少年にまで拡大された⁽²¹⁾のである。前述のように、これまでメーガン法等の中では、少年の場合にどのように対応するのか連邦の姿勢は明確にはされていなかった。それが、SORNAが制定されたことによって、州には少年も登録の対象とすることが求められることになり、連邦の考え方が明確になった⁽²²⁾とされている。

SORNAでは、登録の対象となる犯罪者は三段階に分類されている。その中では、三段階目 (Tier III) が最も重く、暴行又は脅迫を用いた加重性的虐待や未成年者の誘拐等、一年以上の拘禁刑に該当する最も重大な性犯罪と位置づけられる罪を犯した者が対象である。これらの者の場合には、生涯に亘る登録が義務づけられている。二段階目 (Tier II) は、やはり一年以上の拘禁刑に該当する罪であるが、最も重大な性犯罪とまでは位置づけられていない罪、例えば、売春行為への未成年者の勧誘等性的搾取に関連する罪を犯した者が対象であり、二五年間の登録が義務づけられている。一段階目 (Tier I) はそれ以外の性犯罪、例えば、児童ポルノの所持等一年未満の拘禁刑に該当する罪を犯した者が対象であり、一五年間の登録が義務づけられている。⁽²³⁾ もっとも、三段階目の者でも、二五年間性犯罪の再犯を犯していないなど「前科等が付かず (Clean record)」、善行が確認できれば、裁判所に対して登録の抹消を申し立てる資格が付与され、登録期間を二五年にまで短縮させることはできる。⁽²⁴⁾

登録に際して、対象者は、その氏名や社会保障番号、住所の他、雇用主の氏名及び勤務先の所在地、学校名及びその所在地等を各法域の担当部署に提示しなければならず、他に、身体的特徴や犯罪経歴、指紋や掌紋、DNA情報等の生物学的な情報も収集・登録されることになっている。⁽²⁵⁾ そして、こうした情報を管理している各法域の担当部署は、一般市民が、インターネット上で閲覧できるように、登録された性犯罪者の情報を公開しなければならないとされている。⁽²⁶⁾

(三) 現在の状況

SORNAは、二〇一八年三月一日現在、一八の州及び四つの合衆国自治領等で実質的に施行されている。⁽²⁷⁾ 州の中

では、オハイオ州が同法を実質的に施行した最初の州であるとされているが、同州でも少年に対しては独自の方針があったために、施行の際には困難に直面した⁽²⁸⁾ということである。一方、ニューヨークやペンシルベニア等一の州では、登録制度の対象からは少年の性犯罪者は除外⁽²⁹⁾されている。

このように、SORNAの内容が実質的に施行されている州がそれほど多くないのは、同法では少年を登録制度の対象として盛り込むよう要請しているため、この点が最大の障害になっていると考えられる。実際、いくつかの州では、①少年は成人とは別に扱うという方針の下で、少年向けられた処遇が用意されている、②少年司法の場合には、手続を公開しないという非公開主義を採用している、③少年を対象とした登録制度は、改善更生という少年司法の基本理念に反する、④同法の内容を実施するためには多額の予算が必要となると⁽³⁰⁾いったことが考慮されているようである。

登録されている少年の性犯罪者に関する正確なデータは不明であるが、全米で八〇万人を超える性犯罪者が登録されている中で、二万四、〇〇〇人程度が少年であり、その内の三分の二程度が一二歳から一四歳、一二歳未満も一六パーセントを占める⁽³¹⁾などといわれる。また、デラウェア州では二〇一一年七月時点で一二歳に満たない少年五五人の他、九歳の少年までが登録⁽³²⁾されているということである。

それでは、こうした少年の性犯罪者を対象とした登録制度に関して司法はどのように評価しているのだろうか。肯定する立場と否定する立場双方があるが、この点については、次に、二で検討してみることにした。

二 少年の性犯罪者を対象とした登録制度に関する司法の見方

(一) 肯定的に評価する事例

まず、性犯罪者の登録制度自体に関する重要な判例として、*Smith v. Doe*⁽³³⁾がある。本件は、アラスカ州の成人の性犯罪者登録法に基づいて性犯罪者を登録する制度が適及的な処罰に該当し、事後法の禁止原則規定に反するのではないかということが争点とされたものである（そのため、本稿の関心とは完全には一致しない）。そして、この制度が規制目的のもの（regulatory）なのか処罰的なもの（punitive）なのかを判断するために、同州議会は民事的な手続を意図していたのか、それとも、新たに刑事的な手続を制定するという意図があったのかといった観点から検討されている⁽³⁴⁾。この点については、①条文の文言や構造を分析すると、同州議会の意図は「民事的かつ行政的な（administrative）」制度を創設することにあるということが読み取れる、②立法による不利益が、市民の健康と安全を保護するために州の権限を行使した結果生じたものである場合には、議会は規制のための権限行使を意図しているに過ぎず、新たに刑罰を追加することを意図しているわけではないとされた⁽³⁵⁾。

次に、当該制度がどのような効果を持っているのかという点について、*Kennedy v. Mendoza-Martinez*⁽³⁶⁾で判示された、その制度は歴史的にみて、刑罰とみなされるものなのかどうかといった要件との関連で検討されている。すなわち、①合衆国の法制度は、正当な目的を推進するために真実に基づいた情報を頒布することを刑罰とみなして、否定することはしない、特に刑事司法の場合には、伝統的に、起訴するにしろ審理を行うにしろ、公開の形式で行われる

ことになっている、②確かに、この制度によって、有罪判決を受けたことが一般市民に知らされると、被告人は公の恥に晒されることになるが、このことから、この制度が処罰的な性質を帯びるようになるわけではない、その目的と主要な効果は、市民に自らの安全に関する情報を伝えることにあり、犯罪者を辱めることにあるのではない、③この制度の下でも、対象者は、他の市民と同様に、自分の意思に基づいて移動することが可能であるし、住居を構え、仕事をすることもできるのであるから、地域社会から追放されるようなことにはならない⁽³⁷⁾としている。

このようにして、同法は非処罰的なものであり、これを遡及的に適用しても事後法の禁止原則規定に反するものではないとされた⁽³⁸⁾。

なお、本判決には反対意見が付されており、例えば、Ginsburg 裁判官は、①同法は、再犯に走る可能性のある性犯罪者が地域社会の中に存在することを通知することによって市民の安全を保護しようという正当な目的を有しているが、その射程範囲は目的を超えて広汎に過ぎる、②登録される期間も、特定の犯罪者が再犯に走る危険性ではなく、加重される重い犯罪によって有罪判決を受けたという事実に基づいて決定されているなどとして、同法はその目的においても効果においても処罰的なものであると指摘している⁽³⁹⁾。

少年の性犯罪者の登録制度に関しては、例えば、第四巡回区連邦控訴裁判所が Smith 後、United States v. Under Seal⁽⁴⁰⁾において、合衆国議会は、SORNA を制定するに当たって、新たな刑罰を設けることを意図していたのではなく、非処罰的で民事的な規制目的の制度の中に性犯罪者を位置づけることを企図していただけであるから、少年の性犯罪者を登録する制度は第八修正に違反しない旨判示している。

(二) 否定的に評価する事例

少年の性犯罪者を対象とした登録制度に関して重要と思われるのが、オハイオ州最高裁判所によって二〇一二年に判示された *In re C.P.*⁽⁴¹⁾ である。同裁判所は、少年の性犯罪者を登録する制度を憲法に違反すると判断した最初の州の最高裁判所であるとされる。そして、以前、同裁判所自体が成人の性犯罪者の登録制度に関して判示した *State v. Williams*⁽⁴³⁾ の考え方等に依拠しながら、少年の性犯罪者を公的登録機関に自動的・必要的に生涯に亘って性犯罪者として登録し、氏名や住所等の情報をインターネット上で公開する制度 (Ohio Rev. Code § 2152.86 等参照) は残虐で異常な刑罰に該当し、第八修正に違反すると判示している。すなわち、本件では均衡 (proportionality) の概念に基づいた分析を行うと同時に、少年の性犯罪者に対して自動的に生涯に亘る登録を義務づけることに對しては反対する意見が強まりつつあることを指摘した上で、少年の性犯罪者は成人に比べて限定的な責任しか負っておらず、生涯に亘って登録されることの重大性に鑑みれば、この制度は残虐で異常な刑罰に該当する⁽⁴⁴⁾としたのである。

具体的には、刑罰の内容・重さという点に関して、少年の場合、成人よりも登録開始の時点が早くなるのであるから、生涯に亘って登録するというのは刑罰の長さとしては異常であるとし、また、少年自身の性格が固定していない段階で登録を開始するということも問題視している⁽⁴⁵⁾。そして、同州の制度に刑罰的な正当性があるかどうかという点とも検討されており、生涯に亘る登録及び通知制度では少年の改善更生の芽を摘んでしまい、少年司法の目的に正面から反することになると指摘している⁽⁴⁶⁾。刑罰の目的との関係でも、例えば、応報という点に関して、量刑は責任と直接関連していなければならないところ、少年の場合、責任非難の程度は低いのであるから、生涯に亘る登録制度では

この要請を満たすことはできない⁽⁴⁷⁾としている。

他に、ペンシルベニア州最高裁判所は、*In the Interest of J. B. et al.*⁽⁴⁸⁾において、SORNAに基づいて少年の性犯罪者を自動的に生涯に亘って性犯罪者として登録する制度（*Pa. C. S. §§ 9799, 10-1-9799, 14* 参照）は、少年を個別に取り扱っておらず、すべての少年の性犯罪者はさらに性犯罪を犯す高い危険性を有しているという「反駁できない推定（*irrebuttable presumption*）」に基づくことで、少年に保障されているデュー・プロセスの権利を侵害しており、違憲であるなどとしている。

このように、必ずしも司法の判断はまとまてはいないが、現在の合衆国では、対象が成人であっても少年であっても、性犯罪者の登録は実施されている。しかし、そもそも刑事司法において少年と成人を同様に扱うことが妥当・適切といえるのか、このことも検討しておく必要があるように思われる。この点に関しては、次に述べるように、少年の犯罪者に対する科刑との関係で争われた三つの重要な事例がある。

三 少年の犯罪者に対する科刑に関する合衆国最高裁判所の考え方

(一) *Roper v. Simmons*

Roper v. Simmons⁽⁴⁹⁾は、行為時に一八歳に達していない少年に対する死刑の適用が争われたものである。そして、当該刑罰が極端に均衡を失っているために残虐かつ異常であるかどうかを判断するための基準として、「成熟しつつある社会の進歩を示す、品位の進化する基準（*the evolving standards of decency that mark the progress of a maturing*

アメリカ合衆国における少年の性犯罪者に対する登録・通知制度（隅田）

society)」を用いて、行為時に一八歳に達していない少年への死刑の適用は均衡を欠いており、第八及び第一四修正に違反するとされた。

本判決では、少年に対する死刑に関する世論調査や種々の社会学及び心理学に関する調査研究を基にして検討がなされている。すなわち、現在、多くの州で少年に対する死刑は禁止されており、認められている州でも実際に執行される件数はそれほど多くはない、そして、今日の合衆国では、少年というのは、一般的な犯罪者に比べると、責任非難の程度は低いとみなされていることに鑑みるならば、世論の考え方は、少年に対する死刑には反対するということがまともなることになろうとする。⁽³⁰⁾ その上で、①少年は成人に比べると成熟さに欠けるところがあり、責任感の発達が不十分であるために、後先を考えることなく行動に出してしまう傾向がある、②仲間からの圧力による悪い影響を受けやすく、周囲の状況を自身で規律したり、こうした影響から逃れる能力が欠けている、③その性格は形成途上にあり、まだ確立していないといったことを根拠として、少年に対する責任非難は軽減されるべきであり、少年を、死刑に値する最も悪質な犯罪者として分類することは適切ではない⁽³¹⁾としている。さらに、刑罰の目的との関係でも、伝統的に死刑の背後にあると考えられている、応報と抑止という正当化の根拠は少年に対する死刑の場合には適用することができない⁽³²⁾旨判示されている。

(11) *Graham v. Florida*

続いて、*Graham v. Florida*⁽³³⁾では、非殺人事件 (nonhomicide crime) において、少年に対して仮釈放のつかない終身刑を科すことの是非が問題とされ、こうした刑罰は第八修正に違反するとされた。すなわち、同修正は、少年が、非

殺人事件を起こした後で、再度、社会に復帰するに適しているかどうかを示す権利を州が否定することを認めてはいない、州は少年に対して、釈放が認められるための現実的な機会を付与しなければならない⁽⁵⁴⁾というのである。そして、当該刑罰の合憲性について判断する際には、均衡の概念こそが重要な基準になると強調し、行為者の責任と刑罰の重さとの間で均衡が取れているかどうか、当該刑罰は刑罰制度の正当な目的に寄与するところがあるかどうかといったことが検討されている⁽⁵⁵⁾。

次に、本件でも、*Roper*を引用しつつ、行為者の責任について検討する中で、近時における脳科学の研究によれば、少年と成人との間には脳の発達に関して大きな差があることが強調されていることから、少年の場合には、同様の犯罪を行った成人に比べて責任非難の程度が低い、したがって、成人を対象とした刑事司法の考え方を少年を対象としたそれに採用するのは適切ではない旨が指摘されている。そして、①仮釈放の可能性を否定することは、恩赦による減刑に基づく場合を除いて、社会への復帰を認めないとして、一切の希望を否定することを意味する、②少年の場合、その人生の大半を占める何十年もの間拘禁されることになり、名目上、成人と同じ刑罰を受けるだけで、実質的な効果としては、年齢故により重い刑罰に服することになるなど⁽⁵⁷⁾としている。

(三) *Miller v. Alabama*

⁽⁵⁸⁾ *Miller v. Alabama*では、謀殺事件において、行為時に一八歳未満の少年に対して、仮釈放のつかない必要的な終身刑を科すことの是非が争われている。そして、*Roper*及び*Graham*の考え方によりつつ、こうした刑罰を科すことは第八修正に違反するとされた。すなわち、①両判決によって、少年は成人とは別の扱いを受けることが

確立しており、少年の場合、非難の程度は低く、その一方で、改善の可能性は認められるのであるから、最も重い刑罰を受けるには値しない、②同修正は、少年がいかに成人とは異なった存在であるかを考慮しつつ量刑を行うべきであると要請している、③本来、少年裁判所裁判官は、少年には成熟さに欠けるところがあるために、非難の程度が軽減されるといった量刑上の軽減事由を考慮することが許されるべきであるにも拘らず、本件で問題となっている必要的な量刑制度ではそれが許されていないなど指摘している。⁵⁹

四 若干の検討

(一) 性犯罪者の登録制度自体に対する司法の見方について

登録制度自体に関する司法の理解の仕方に関してはSmithが先例とされている。そして、Smithに代表される立場は、少年の登録制度というものは、非行事実が認められたことによる付随的な効果に過ぎないのであるから刑罰ではないという論法に基づいていると指摘されている。⁶⁰ここで重視されているのは、議会の意図はどのようなものであったのか、新たな刑罰を創設することを目的としていたのかどうか⁶¹とことである。この点、Smithでは、①合衆国の場合、伝統的に刑事司法手続は公開で行われており、何らかの烙印が押されることがあるとしても、それは公開の手続に基づいた情報が頒布されることによる、次に、②性犯罪者として登録されたとしても、大部分の対象者は、他の市民と同じように、行きたいと思うところ、住みたいと思うところに行くこと、住むことができるのであり、移動の自由が制限されるわけではない旨判示されている。

しかし、①の判示内容については、確かに成人の場合には刑事手続は公開された状況で進められるため、性犯罪者としての登録制度においても、それほどの影響はないと考えることはできるかもしれない。しかし、少年の場合には、手続は非公開の形式で進められるため、この理屈が必ずしも妥当するとは考えられない。少年に向けられる烙印というのは、少年手続によるのではなく、登録・通知されたことに起因するのであって、それがなければ周知の事実とはなっていないのである。とするならば、*Smith*の考え方を少年の場合にも適用し、成人の場合と同視することはできない⁽⁶²⁾と考えられる。

また、②の点についても、近時の法制度では制限内容は異なった様相を呈するようになってきていることに注意する必要があると思われる。すなわち、初期の頃には、ある州の接近禁止区域 (*buffer zones*) は、伝統的に児童が集まると想定される場所から一、〇〇〇フィート前後とされていたものが、現在では二、〇〇〇フィートと拡大されている。他、「児童が集まると想定される場所」の概念もバス停や図書館を含むというように拡大されているのである。その結果、少年は、本来自分たちのための施設であるべき学校や公園、教会、児童施設 (*childcare facility*) の近くに居住することを禁止されている⁽⁶³⁾。確かに、性犯罪者として登録するのみなのであれば、それは、行政目的のものに過ぎず、刑罰的な色彩を帯びていると考えることは難しいかもしれないが、実際には、登録の他に、居住の制限等を伴っていることを考え合わせると、全体的には、刑罰と同様の機能を有していると考えられる⁽⁶⁴⁾と指摘されている。

少年の性犯罪者を生涯に亘って必要的に登録する制度が刑罰を構成するとして、次に検討すべきは、それが残虐で異常な刑罰に該当するかどうかであるが、この点については、(七)において検討することにした。

そもそも登録制度を非処罰的なものとして位置づけている *Smith* は *SORNA* が制定される前に示された判断であり、

Smith 後、同法が制定され、各州の運用状況や性犯罪者の登録制度を取り巻く状況は大きく変化している。すなわち、前述のように、居住に関する制限が強化されている他、GPS による監視等も行われるようになってきているのである。そこで、この判示内容に固執することを疑問視し、成人を対象とした登録制度であっても、現在であれば憲法上の疑義が提起される可能性はあるとする声も上がっている。⁽⁶⁵⁾

また、Smith は全員一致の判断ではなく、裁判官の意見は六対三に分かれており、現在ではその構成も変化している。そして、すでに述べたように、この制度に関しては、少年司法における非公開主義との観点等から反対の意見も提示されている上、Ginsburg 裁判官からも、アラスカ州法の目的が正当なものと考えられるとはしても、その射程範囲は広汎に過ぎるなどとして疑問が提起されている（二（一）参照）。加えて、Roper 等で検討された脳科学の分野における少年の発達の問題や、少年と成人は同様に扱われるべきではないといったことが考慮されたならば、登録制度が少年に対しても適用されることに関しては Smith とは異なった結論になる可能性は考えられる。⁽⁶⁶⁾ Roper 等との関係については、次に、改めて検討することにした。

（二）少年の犯罪者に対する科刑に関する最高裁判所の考え方との関係

三で触れた事例における最高裁判所の判示内容に共通している考え方は、少年は「成熟性に欠けており、責任感の発達が不十分である、その性格は固定していない」ということである。⁽⁶⁷⁾ そして、少年と成人とが区別され、少年には、成人の場合よりも責任非難の程度を減じる明確な特性があることが認められている。このような考え方は、少年の場合には、成人と同じ罪を犯したとしても、成人と同じように扱われるべきではなく、成人を処罰するのと同様の

やり方で少年を処罰するのは適切ではないことを示唆しているものと考えられる。⁽⁶⁸⁾

また、成人の場合に比べて、少年の場合には、終身刑は過度の負荷を与えることが強調されている。このような考え方からは、名称は同じものであっても、少年に与える影響と成人に与える影響とは大きく異なっており、そのため、成人に対しては非処罰的なものと考えられる制裁が、少年に対する場合には処罰的なものに変容することがあり得る⁽⁶⁹⁾ということになる。さらに、少年に対する処遇を考える場合、責任非難の程度を正確に評価することが重要であり、その際には、個々の少年の精神的な発達の程度を考慮することは必要不可欠である。したがって、すべての少年を一律に扱う (one-size-fits-all) 刑罰制度では犯罪の内容と釣り合いが取れないことが起⁽⁷⁰⁾り得ることに注意する必要がある。

そして、そもそも SORNA の基本的な考え方というのは、*Roper* に代表される最高裁判所の考え方とは一致しないものであると考えられる。すなわち、SORNA では、少年は成人と同じように厳格な登録の要件を課され、最も悪質な犯罪者として分類されており、対極に位置する少年と成人とが対等に扱われている。つまり、少年と成人との間に存在する相違が正確に認識されておらず、処遇においては両者の違いを考慮するよう求める最高裁判所の判示内容を考慮していないように見受けられる⁽⁷¹⁾。また、SORNA では、少年の改善更生という目的も軽視され、少年司法の特徴である非公開主義に抵触するという懸念も生じさせていると考えられる。これらの点に鑑みるならば、SORNA の考え方を少年に適用することは適切ではないと思われる⁽⁷²⁾。

(三) 少年の性犯罪者を対象とした登録制度の効果と影響

1 登録制度の効果

SORNAの基本的な目的は、すでに述べたように、性犯罪者から社会生活の安全を確保することにある。現在のところ、登録制度がどのような効果をもたらしているのか、実際に性犯罪の防止に役立っているのかを調査した研究というのはそれほど多くはないようであるが、少なくとも、この制度によって、性犯罪の再犯を減らしたり、新たな性犯罪の発生を防止して、社会生活の安全がより確実に確保されるようになったことを示す証拠は見当たらない⁽⁷³⁾とされる。例えば、アイダホ州やサウスカロライナ州等の現状について調査したところ、未成年者に対する性犯罪の報告率は、この制度が導入された後も変化はしていない、したがって、この制度が社会生活の安全確保に大きく役立つ⁽⁷⁴⁾ていることは示されていないというのである。

2 登録制度が少年に与える影響

一方で、少年の性犯罪者を対象とした登録制度は、対象少年に対して多くのマイナス効果を与えていることが指摘されている⁽⁷⁵⁾。例えば、人権監視機構 (Human Rights Watch) が二〇の州に及ぶ約五〇〇の事例を調査し、二九六人の少年の性犯罪者及びその家族に対して面接調査を行ったところ、これらの少年は「性犯罪者」や「性的暴力犯」といった烙印を押され、社会から孤立してしまふ、そして、自殺することを考えたり、実際に自殺に走る者もいる、また、周囲の者から迫害を受け、学校や職場から排除されたり、身体的な暴力を受ける者も多いということが判明している。

このような指摘からは、少年が受けるマイナス効果というのは、①社会的な意味でのもの、②精神的な意味でのもの、③教育・就職に関連するもの、④日常生活レベルのものに分けることができると思われる。

この中で最も重要と思われるのが社会的な意味でのマイナス効果である。当該少年は、性犯罪者として登録されることによって、性的な「逸脱者」としてラベルを貼られることになる。そのために、否定的な自己観念を形成するようになると思われるが、さらに、社会の中で孤立し、社会公共との絆が弱められることによって、少年は元の社会に復帰するという希望を持てなくなる。そのため、逆に、将来、性犯罪を含めて、再度犯罪に走る危険性が高まるとも考えられるのである。⁽⁷⁶⁾

次に、教育・就職に関連するものも重要である。少年は、登録されることによって、以前の学校に通学することが困難になり、初等・中等教育を受ける機会を逸してしまう、そして、将来に向けてのキャリアを積むことができなくなるなど様々な悪影響を受ける。また、その年代に相応しい地域社会での課外活動に参加することも困難になる。のように、教育的・文化的な制度や仕組みを利用することができなくなり、少年は人としての成長を阻害されることになる。結果として、生産的な市民としての生活を送ることができず、登録制度は少年の改善更生に大きなマイナス要因として機能しているのである。⁽⁷⁷⁾

なお、二〇一三年に、性的虐待者に対する処遇を実施している実務家 (treatment providers) 一六五人を対象にして、少年の性犯罪者の登録制度に関する調査が行われている。ここでも、同様に、対象となっている少年は、精神面で困惑や孤独感を強く感じている、周囲から嫌がらせを受けて身体の危険も感じている他、通学にも問題が生じているなど、多くの負荷を伴った経験をしていることが報告されている。⁽⁷⁸⁾ この結果は、少年本人ではなく、実際に刑事司法の

実務に携わっている者が登録制度をどのように評価しているのかということであり、客観的なものとして意味があると考えられる。

(四) 登録制度の問題点

1 制度自体の問題点

登録制度の運用上、問題があると考えられる場合として、次のような事例が紹介されている。

一一歳の少年が、四歳の異兄妹と性交類似行為をしているところを母親に目撃され、警察に通報された。その後、少年は少年性犯罪者プログラムを受講し、修了した。そして、学生生活を送っていたところ、少年が性犯罪者として登録されていることが明らかになり、嫌がらせが始まった。転校しても嫌がらせは続き、絶望した少年はカウンセリングを受けている。少年は自分が行った行為が間違ったことであることは認識しており、その後は新たな性犯罪は行っていない。にも拘らず、少年の氏名等はインターネットの登録サイトに掲載され続けているというのである。また、ジョージア州では、二〇一〇年に、一七歳の少年が一六歳の少女に対して自らの裸体の写真を「セクステイニング(sexing)」という形で送付したところ、わいせつ物を送付した罪で逮捕され、児童ポルノ処罰法違反で訴追されている。この事例でも、有罪が認められた場合には、性犯罪者として登録され、居住の制限を受けることになるとされている。⁽⁷⁹⁾

一般に、SORNAに従って性犯罪者の登録を行っている州では、性的好奇心に基づいた行為(sexual exploration)のような比較的軽微な犯罪から強制性交等の重大な犯罪まで幅広い性犯罪が対象とされているが、州によっては、⁽⁸⁰⁾

ジョージア州の事例のように、当事者が同意していると考えられる場合や、本質的には性犯罪としてはやや距離のあつる誘拐や不法監禁 (false imprisonment) のようなものが対象犯罪とされている⁽⁸¹⁾。

これらは、登録制度自体の問題点であると思われるが、他にもこの種の問題点を指摘することができる。まず、SORNAに基づく登録制度の場合、裁判官には、当該少年の危険性を評価することによって、登録することが適切な措置であるかどうかを検討する裁量が認められていない⁽⁸²⁾ということである。このことから、さらに次のような問題が生ずる。すなわち、少年が再犯に走らないようにするためには、有効な処遇を提供することが重要なのであるが、親や教師の中には、少年の行動を通報すると、その結果、少年が自動的に登録されてしまうことを恐れて、通報しないことを選択する者がいるというのである。そのため、その少年は、自分にとって必要な処遇を受ける機会を逸してしまうことになる⁽⁸³⁾。また、検察官の方でも、この制度が導入されてからは、事件処理の手續・方針を変更し、あえて性犯罪では訴追しないことを選択するようになっていく⁽⁸⁴⁾という指摘もある。これでは、やはり少年は必要な処遇を受けることができなくなる。結果として、少年に対する登録制度は有効に機能せず、社会生活の安全を確保するという点では逆効果になっている⁽⁸⁵⁾とも考えられるのである。

2 登録制度が与える影響との関係から見た問題点

すでに(一)等で触れた内容と重複するところもあるが、登録制度が与える影響との関係からも次のような問題点があると考えられる。例えば、地域社会の構成員や近隣の住民がこの制度を悪用して、登録されている性犯罪者を差別したり嫌がらせを加えている、そのために、性犯罪者は社会の中で孤立が進み、再犯に走る可能性が高まるといっ

たことである。また、現在の制度は、少年が住居や仕事を獲得することを困難にする他、本来であれば少年を支援すべき制度や仕組みを崩壊させたり、家族の絆を断ち切ることになるなど、少年に対して必要以上に負荷を課している⁽⁸⁷⁾とされる。さらに、少年が登録されたことに起因するステイグマや弊害は、少年のみならず、その少年が元の家庭で家族と同居している場合にはその家族にも及び、家族も犯罪者と同一視されて、地域社会から迫害や嫌がらせを受け⁽⁸⁸⁾ることになるのである。

このように、登録されることが対象少年に与える影響の大きさからは、登録制度は対象者を地域社会から追放するのと同様の効果を持っている⁽⁸⁹⁾と評価することもできる。犯罪者が犯罪の道から抜け出し、地域社会に再統合されるためには、安定した住居や生産的な仕事、教育制度が必要不可欠であるにも拘らず、SORNAによる登録制度のために、それを獲得・利用することが困難になっている。そのため、犯罪者本人が非行や逸脱行動から脱することが難しくなることはもちろん、地域社会も悪影響を受けることになる⁽⁹⁰⁾ということに目を向ける必要がある。

(五) 少年司法の基本理念との関係

SORNAによる少年を対象とした必要的な登録制度に関しては、当初から反対意見や懸念が表明されていた。すなわち、こうした制度は少年司法制度の核を構成している「パレンス・パトリエ (*parens patriae*)」の理念に反するのではない⁽⁹¹⁾かというのである。

登録制度自体には、社会の安全を守り、児童を保護するという目的があることは認められるとしても、これまで合衆国における少年司法の分野では、手続や記録を非公開とすることによって少年の改善更生を図ることが目標とされ、

少年の利益が保護されてきた。にも拘らず、SORNAによって少年の性犯罪者を必要的・自動的に生涯に亘って登録し、その情報を地域社会へ通知するというのは、こうした伝統的に認められてきた基本理念や非公開主義に基づく保護という考え方に反するものであると考えられる。⁽⁹²⁾ Smithでは、成人の制度の場合には、そこで登録される情報はすでに公開されているものであるということ論拠として、この制度は肯定的に評価されたが、少年の場合には、登録の対象となる情報は公開されていない。特に、終身の登録制度というのは、当該少年は改善更生の可能性がなく、生涯に亘って危険な存在であり続けるということを公的に公表するのと同じであるとされる。⁽⁹³⁾ とするならば、現在のような登録制度は、非公開主義に基づいた改善更生を目的とする少年司法の考え方と共存することは難しいのではないかと思われる。⁽⁹⁴⁾

また、この制度は、少年に対してやり直しの機会を与えるという少年裁判所が担っている役割を明らかに侵害している⁽⁹⁵⁾ というような指摘もある。換言すれば、この制度には「贖罪の可能性を認めたり、宥恕・寛容の考え方が含まれていない⁽⁹⁶⁾」ということであろう。性犯罪を犯した少年は、当然その行為に相応しい責任を負い、処罰を受けるべきであるが、一般市民も閲覧できるような形で性犯罪者として登録するという手法は、少年の人生に対して、長期間に亘って重く否定的な結果をもたらすものであり、改善更生に役立つとは考えづらい⁽⁹⁷⁾ のである。

(六) 少年と成人の相違

1 精神的・身体的相違

三で触れた最高裁判所の判示内容からも明らかなように、同裁判所は、少年と成人は異なっているという考え方

に立っている。端的に言えば、少年と成人というのは、精神的にも情緒的にも、また、人としての身体構造・機能面においても異なった存在である⁽⁹⁸⁾ことである。例えば、性犯罪者として登録された少年を対象とした調査研究によれば、少年というのは、成人に比べて、理論や理性よりも怒りや恐れといった感情に基づいて行動に関する決定を行う傾向が強い⁽⁹⁹⁾と指摘されている。このような少年と成人との相違は、近時における脳の発達に関する調査研究でも指摘されている。すなわち、少年の場合、前頭葉前部の大脳皮質 (prefrontal cortex) や大脳辺縁系 (limbic systems)、脳の白質 (white matter) 等の状態を調べると、精神面・感情面における発達・成熟の度合いは成人と同じではなく、二〇歳前後の後期青年期 (late adolescence) に達するまでは脳は完全には成長していない、そのため、自らの衝動や感情をコントロールする能力や物事の判断能力が劣っている⁽¹⁰⁰⁾というのである。

また、少年の場合、仲間や友人からの影響を受けやすいために、犯罪現場においては、仲間からの誘いを拒否して自らを規律することができない上に、様々なことに関する経験が少ないために、危険性の認識の仕方も成人とは同じではなく、この点からも少年に対する非難の程度は低くなるとされる⁽¹⁰¹⁾。このように、少年と成人とは、生物学的・精神的な発達状態に差がある⁽¹⁰²⁾ということからは、刑事司法においても、少年は成人と同様の責任非難を受けることにはならない⁽¹⁰³⁾と考えることができよう。

次に、登録制度の対象となっている性犯罪の中には、登録の前提となる性犯罪として位置づけることが適切といえるかどうか疑問に思われるものがある⁽¹⁰⁴⁾ということにも注意する必要がある。すなわち、現在、「性犯罪」として位置づけられているものの中には、子供自身の単純な性的な関心や遊び心によると考えられるものや、人としての健全な発達を示す出来事に過ぎないようなものが含まれている⁽¹⁰⁵⁾ということである。この点に関しては、そもそも幼児の

頃に沸き起こる性的な衝動や性的好奇心に基づいた行為というのは、正常な精神的な発達に伴うものであり、青年期へ向けての健全な発達過程に見られる通常の現象である、したがって、社会の安全に対する脅威は少ない⁽¹⁰⁴⁾といった指摘がなされている。これによれば、いわゆる「お医者さんごっこ」(playing doctor)のような遊びは人体に関する関心に起因するものとして、ある意味で正常なものである、ただ、それが、相互の間で同意がないままで行われているような場合にのみ注意すべきである⁽¹⁰⁵⁾と考えられる。加えて、こうした幼少期の性的な遊びは、成人後の性的な逸脱行動と特に関連しているとは考えられていないし、性的な遊びの経験は必ずしも小児性愛者 (pedophilia) の徴候を示すものではない⁽¹⁰⁶⁾とも指摘されている。このように、少年と成人とは、同じく性犯罪とされているものであっても、それぞれが行う行為の内容は異なっており、次に触れるように、再犯率にも差が見られることに注意する必要がある。

2 再犯率における相違

一般に、少年を含めて性犯罪者というのは再犯率が高いと考えられており、このことが性犯罪者の登録制度を肯定する主要な根拠となっている⁽¹⁰⁷⁾。しかし、近時の調査研究によれば、性犯罪者の再犯率に関しては逆の結果が示されている。特に、少年の性犯罪者の再犯率は成人のそれよりも低いという調査結果がある上、少年の性犯罪者は適切な処遇を受けることによって十分に変容し得るのであって、少年の性犯罪者の大部分はそのまま成人の性犯罪者になることはない⁽¹⁰⁸⁾というのである。例えば、少年期における性的虐待に対する介入プログラムの調査研究によると、少年の性犯罪者の場合、再犯率は二%から一四%程度とかなり低く、成人後、性犯罪者になる可能性も低い⁽¹⁰⁹⁾といったことが判明している。また、約一一、二〇〇人の少年の性犯罪者を対象とした調査研究でも、性犯罪の再犯率は七%前後であっ

たとされる。⁽¹⁰⁾

このような調査結果に基づくならば、少年の性犯罪者の場合には、成人の場合とは異なった別の処遇の方が相応しい⁽¹¹⁾というように考えることも十分に可能であると思われる。「一度でも性犯罪を犯した者は、その後も絶えることなく性犯罪者であり続ける (Once a sex offender, always a sex offender)」⁽¹²⁾ともいわれる。しかし、すべての少年には当てはまらないとしても、少年の性犯罪者の場合には、少年時において性犯罪の非行事実が認められたとしても、適切な処遇に付されることによって、不適切な性行動に走ることを止められる可能性は、成人の場合よりも高いと考えられる。

(七) 第八修正との関係

最高裁判所が *Ross* 等の事例において、少年に対する科刑の在り方について検討した際に採用した考え方は、少年に対して性犯罪者としての登録を課すべきかどうかについて検討する際にも適用することはできると考えられる。⁽¹³⁾

第八修正との関係で、少年を対象とした登録制度に関して検討する際に重要と思われるポイントはいくつがある。すなわち、①この制度に対して国民は賛成なのか反対なのかという国民全体の意見や考え方、②犯罪の内容や当該少年の性格に照らし合わせた場合、対象者に科される刑罰の重さや性質は正当化できるのか、③当該刑罰は刑罰制度の正当な目的に寄与するところがあるのかどうか⁽¹⁴⁾などである。

まず、少年の性犯罪者に対して登録を課すことについては、こうした少年を登録すること自体はすべての州で制度化されているが、さらに居住及び就職に関する制限までを課しているのは一三州に留まるということから、国民の間で一致した考え方があるわけではない⁽¹⁵⁾とされる。このように、現時点においてもこの制度を正面から採用している州

は多くはないという事実からは、少なくともこうした制限に関しては必ずしも全米レベルの意見がまとまっていないことが示唆されている、むしろ、否定的な方向にあると考えることもできよう。⁽¹¹⁶⁾

当該刑罰の重さという点については、犯罪の内容や少年の性格等が重要な意味を持つ。この点、登録制度につながる犯罪には種々のものがあるにも拘らず、登録の対象になつてしまうと、すべての少年が同じ制限を受けることになる。そして、そのような制限を成人の場合よりも長い間受けるのである。この点、すでに触れたように、少年というのは、その発達の未熟さ故に非難の程度も低く、重い刑罰を科されるべきではないと考えられているが、登録制度に伴う制限によつて、少年はその成長・発達にとつて大きなマイナスの影響を受けるのである。このような影響は、成人の性犯罪者が受けるそれよりも重いと考えられる。これでは、成人の場合よりも厳しい過度の制裁になつており、少年に向けられたものとしては妥当ではない⁽¹¹⁷⁾と考えることもできよう。

刑罰制度の目的との関係では、これにはまず応報や抑止といったものがある。ただし、少年のように、成人に比べると非難の程度が高くない者に対しては、応報という考え方をそのまま結びつけることは難しい⁽¹¹⁸⁾。また、少年の場合、成熟さに欠けるところがあり、そのため、刑罰を科されることに基ついて、犯罪を控えるというような決断ができるかどうか疑わしいところがある。換言すれば、行為の前に、科される可能性のある刑罰について考えるところが成人ほどにはできず、登録制度が大きな抑止の効果を持っているとは考えづらい⁽¹¹⁹⁾ということである。改善更生という点についても、この制度によつて少年には種々の制約が課されるため、地域社会の中での生活に完全に溶け込むことには困難が予想され、この目的を達成することは難しい⁽¹²⁰⁾と考えられる。

このように考えれば、少年に対して、仮釈放の可能性のない終身刑にも匹敵する重い制裁を科すことを正当化する

刑罰的な根拠があるとは考えられない。近時における最高裁判所の考え方からは、少年の性犯罪者を生涯に亘って基本的に登録するというのは、様々な負荷を少年に課すものであり、刑罰的な色彩が強くなるため、残虐で異常な刑罰に該当する⁽¹²¹⁾と考えることもできると思われる。

おわりに

合衆国では、性犯罪者に関する情報を地域社会に通知することができない法制度というのは、単なるデータの収集に過ぎず、役に立たない制度である⁽¹²²⁾とも評されているようである。こうした考えも影響しているのか、現在でも、州及び連邦の基本的な方針は、性犯罪で非行事実を認められた少年は一定期間又は生涯に亘って登録されるべきである⁽¹²³⁾ということにあると指摘される。しかし、合衆国では、歴史的にも、少年と成人とは異なった存在であるという前提に立って、少年司法の手続においては、少年の改善更生を促し、社会からの烙印押しを避けるために非公開の手続が採用されている。このように、一方で、非公開主義に基づいて処遇しつつ、他方で、SORNAに基づいて性犯罪者として登録することを要求するというのは、少年司法の在り方としては必ずしも一貫したものにはなっていない⁽¹²⁴⁾ようにも思われる。加えて、少年の登録制度というものは、少年に対する科刑に関する最高裁判所の考え方と一致しないところがある⁽¹²⁵⁾といった点に鑑みれば、少なくとも現行の形のままで維持することは再考されるべきではないかと思われる⁽¹²⁶⁾。

また、登録制度の対象となる「性犯罪」の概念をどのように考えるかということも重要であると思われる⁽¹²⁶⁾。暴行や

脅迫を用いた加重性的暴行のような場合であれば、その少年を登録や通知の対象とすることにも合理的な根拠を見出すことはできようが、幼少期の性的いたずらを根拠として登録・通知するというのは、その範囲が広汎に過ぎるのではないかと思われるからである。

児童ポルノやリベンジ・ポルノの場合にも指摘されることであるが、一旦、インターネットを通して情報が公開されてしまうと、その後、それを削除することはほとんど不可能であり、サイバー空間では永遠にその痕跡が「刻み込まれる (etched)」ということに注意しなければならない。仮に後日、登録制度からその情報が削除されたとしても、それは何らかの形で残り、少年の性犯罪者は、幼少期に行った性的いたずらに起因するステイグマや負荷に終生耐えなければならぬのである。⁽¹⁷⁾

少年の場合、成熟さに欠けている、結果の重大性をあらかじめ正確に把握できていないなど様々な理由から性的行為に走っていることが考えられる。とするならば、すべての少年の性犯罪者を同様に扱い、自動的に分類して登録する、そして、その情報を地域社会に通知する制度が必要不可欠であると思われぬ。こうした制度・対応策というのは、少年司法の基本原則の核心部分に反するところが多い制度である⁽¹⁸⁾と考えられる。

なお、本稿で取り上げたテーマに関しては、他日、再度検討することを予定している。

(1) わが国では、二〇一四年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(平成二六年法律第一二六号)が制定されている。諸外国では、イスラエルやフィリピン等で規制されているところと違ふところがある。See Cochrane, Alex. "Legislating on Revenge Porn: An International Perspective," *Society for Computers and Law*, <https://www.scl.org/>

- articles/3143-legislating-on-revenge-porn-an-international-perspective (二〇一八年九月三日最終確認。以下、同じ)。
- (2) Osterday, Mitchell, "Protecting Minors from Themselves: Expanding Revenge Porn Laws to Protect the Most Vulnerable," *Indiana Law Review*, Vol. 49, 2016, pp. 570-571.
- (3) 近時の合衆国におけるリベンジ・ポルノ規制の動向及び状況等に関しては、拙稿「アメリカ合衆国におけるリベンジ・ポルノに対する規制―連邦法による犯罪化の是非を巡る議論を中心に―」『被害者学研究』二八号(二〇一八年)七四頁以下等参照。
- (4) 例えば、フロリダ州の Fla. Stat. §943.0435 (1) (b), (11) やサウスダコタ州の S. D. C. L. § 22-24B-2.1 and 22-24B-19.2 等参照。また Berkowitz, Eric, "Punishment That Doesn't Fit the Crime," *The New York Times*, July 31, 2016, at 7 参照。
- (5) *In re C.P.*, 967 N.E.2d 729, 730 (Ohio 2012), 本件については、本文二(一)参照。
- (6) 性犯罪者の登録に関しては、わが国でも、二〇一八年五月に新潟県新潟市で小学二年の女子児童が殺害された事件や、二〇〇四年に岡山県津山市で発生した小学三年の女子児童殺害事件の容疑者が二〇一八年五月に逮捕されたこと等をきっかけにして、再度関心が高まっている。『産経新聞』二〇一八年六月五日二七面「前歴者の情報開示 議論の時 小児への性犯罪 再犯八四%」及び同七月二三日二三面「ニッポンの議論 性犯罪前歴者の情報公開」等参照。
- (7) 少年の性犯罪者の登録制度というのは、事後法の禁止原則規定 (*Ex Post Facto Clause*) やデュー・プロセス条項等との関係でも問題になると考えられるが、本稿では、主に、残虐で異常な刑罰を禁止している第八修正との関係に焦点を当てている。なお、合衆国における性犯罪者の登録制度に関しては、すでにいくつかの邦文文献で取り上げられている。例えば、守山正「第一六講◆個別犯罪と対策(七) 性犯罪」守山正「安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策』第三版」成文堂(二〇一七年)三八九頁以下、甘利航司「性犯罪者に対するサンクションーGPS型電子監視、居住制限そして登録・通知制度」『國學院法學』五一巻四号(二〇一四年)一九頁以下、玉川達也「米国における性犯罪者地域通知制度の現状と問題点(上)(中)(下)」『警察学論集』六二巻二号(二〇〇九年)一四一頁以下、同三号(同)一六六頁以下、同四号(同)一四九頁以下、布施勇如「性犯罪者の登録・情報公開と連邦主義」『季刊刑事弁護』五七号(二〇〇九年)一六一頁以下、千代原亮「性犯罪者情報公開法の合憲性―ミーガン法からジェシカ法へ―」『大阪成蹊大学現代経営情報学部研究紀要』

五卷一号(二〇〇七年)一〇九頁以下、渥美東洋＝宮島里史「アメリカ合衆国における性犯罪前歴者対策について」『警察学論集』五九卷二号(二〇〇六年)六三頁以下、藤本哲也「諸外国における性犯罪の前歴者情報の活用に関する制度について」『警察学論集』五八巻五号(二〇〇五年)七二頁以下等参照。

(8) Brost, Ashley R. and Annick-Marie S. Jordan, "Punishment That Does Not Fit the Crime: The Unconstitutional Practice of Placing Youth on Sex Offender Registries," *South Dakota Law Review*, Vol. 62, 2017, p. 810; Sterling, Robin Walker, "Juvenile-Sex-Offender Registration: An Impermissible Life Sentence," *The University of Chicago Law Review*, Vol. 82, 2015, p. 311.

(9) Finkelhor, David, Richard Ormrod, and Mark Chaffin, "Juveniles Who Commit Sex Offenses Against Minors," *OJJDP Juvenile Justice Bulletin*, 2009, pp. 1 - 2 and p. 3; Harris, Andrew J., Scott M. Walfield, Ryan T. Shields, and Elizabeth J. Letourneau, "Collateral Consequences of Juvenile Sex Offender Registration and Notification: Results from a Survey of Treatment Providers," *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, Vol. 28, 2016, p. 771; Wind, Timothy E., "The Quandary of Megan's Law: When the Child Sex Offender Is a Child," *The John Marshall Law Review*, Vol. 37, 2003, pp. 76-77.

(10) Letourneau, Elizabeth J., Andrew J. Harris, Ryan T. Shields, Scott M. Walfield, Amanda E. Ruzicka, Cierra Buckman, Geoffrey D. Kahn, and Reshmi Nair, "Effects of Juvenile Sex Offender Registration on Adolescent Well-Being: An Empirical Examination," *Psychology, Public Policy, and Law*, Vol. 24, 2018, p. 106; Bowater, Britney M., "Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006: Is There a Better Way to Tailor the Sentences of Juvenile Sex Offenders?," *Catholic University Law Review*, Vol. 57, 2008, p. 818; Harris, et al., *supra* note 9, at 771. なお、合衆国では、危険な性犯罪者に対しては、民事的に収容するべきといった施策も講じられているとされる。この点に関しては、ウイリアム・L・マーシャル＝ヨランダ・M・フェルナンデス＝リアム・E・マーシャル＝ジェリス・A・セラニ編著(小林万洋＝門本泉監訳)『性犯罪者の治療と処遇 その評価と争点』日本評論社(二〇一〇年)五七頁以下参照。

(11) United States Government Accountability Office, *Sex Offender Registration and Notification Act: Jurisdictions Face Challenges to Implementing the Act, and Stakeholders Report Positive and Negative Effects*, 2013, GAO-13-211 [hereinafter

- GAO Report], p. 6; McPherson, Lori, "The Sex Offender Registration and Notification Act (SORNA) at 10 Years: History, Implementation, and the Future," *Drake Law Review*, Vol. 64, 2016, pp. 746–748; Halbrook, Amy E., "Juvenile Pariahs," *Hastings Law Journal*, Vol. 65, 2013, p. 20 and *Ibid.* & note 139; Paladino, Richard A., "The Adam Walsh Act as Applied to Juveniles: One Size Does Not Fit All," *Hofstra Law Review*, Vol. 40, 2011, pp. 273–274; Brown, Jessica E., "Classifying Juveniles 'Among the Worst Offenders': Utilizing *Roper v. Simmons* to Challenge Registration and Notification Requirements for Adolescent Sex Offenders," *Stetson Law Review*, Vol. 39, 2010, p. 373; Garfinkle, Elizabeth, "Coming of Age in America: The Misapplication of Sex-Offender Registration and Community-Notification Laws to Juveniles," *California Law Review*, Vol. 91, 2003, p. 167. *たゞ甘利・前掲注(一)論文三九頁か、四一頁参照。
- (12) McPherson, *supra* note 11, at 748–749; Paladino, *supra* note 11, at 275; Brown, *supra* note 11, at 373–374. *たゞ王川・前掲注(一)論文(上)一六一頁か、一六二頁参照。
- (13) Young, Caitlin, "Children Sex Offenders: How the Adam Walsh Child Protection and Safety Act Hurts the Same Children It Is Trying to Protect," *New England Journal on Criminal and Civil Confinement*, Vol. 34, 2008, p. 461; Bowater, *supra* note 10, at 822; Halbrook, *supra* note 11, at 20; Paladino, *supra* note 11, at 276; Brown, *supra* note 11, at 374.
- (14) Sandler, Jeffrey C., Elizabeth J. Letourneau, Donna M. Vandiver, Ryan T. Shields, and Mark Chaffin, "Juvenile Sexual Crime Reporting Rates Are Not Influenced by Juvenile Sex Offender Registration Policies," *Psychology, Public Policy, and Law*, Vol. 23, 2017, pp. 131–132; Levick, Marsha and Riva Saha Shah, "The Momentum Builds: Challenging Lifetime Registration of Juveniles Convicted of Sexual Offenses in the Post-*Roper* Era," *N. Y. U. Review of Law & Social Change*, Vol. 40, 2016, <https://socialchangenyu.com/harbinger/the-momentum-builds-challenging-lifetime-registration-of-juveniles-convicted-of-sexual-offenses-in-the-post-roper-era/> (同), pp. 117–118.
- (15) メーガン法に関する邦文文献として、松井茂記「メーガン法について」『阪大法学』五五巻五号(二〇〇六年)一八一頁以下、平山真理「メーガン法の成立過程と問題点―被害者保護政策論のための考察―」『犯罪社会学研究』二五号(二〇〇〇年)一〇四頁以下、同「アメリカ合衆国のメーガン法の成立とその実際の帰結」『犯罪と非行』一二五号(二〇〇〇年)八五頁以下、鮎田実「アメリカ犯罪学の基礎研究(六四)児童性犯罪者登録法」『比較法雑誌』三三巻三号(一九九九年)

二四一頁以下、藤本哲也「犯罪学の散歩道（八八）メーガン法って知ってますか？」『戸籍時報』五〇八号（一九九九年）五四頁以下等参照。

- (16) 42 U.S.C. § 14071 (e) (2) (1996) : Logan, Wayne A., "Criminal Justice Federalism and National Sex Offender Policy," *Ohio State Journal of Criminal Law*, Vol. 6, 2008, p. 71 ; Bowater, *supra* note 10, at 823 ; McPherson, *supra* note 11, at 751 ; Halbrook, *supra* note 11, at 20 ; Brown, *supra* note 11, at 374.
- (17) McPherson, *supra* note 11, at 751.
- (18) Geraghty, Sarah, "Challenging the Banishment of Registered Sex Offenders from the State of Georgia : A Practitioner's Perspective," *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, Vol. 42, 2007, p. 514.
- (19) アダム法に関する邦文文献として、藤本哲也「犯罪学の散歩道（一七二）アダム・ウォルシュ児童保護安全法」『戸籍時報』六〇九号（二〇〇七年）七五頁以下等参照。
- (20) 42 U.S.C. § 16901 : 152 Cong. Rec. S 8018 (statement of Sen. George Allen) ; 151 Cong. Rec. H 7889 (statement of Rep. Mark Green) ; Parker, Shannon C., "Branded for Life : The Unconstitutionality of Mandatory and Lifetime Juvenile Sex Offender Registration and Notification," *The Virginia Journal of Social Policy & the Law*, Vol. 21, 2014, p. 171 ; Paladino, *supra* note 11, at 278-279.
- (21) 42 U.S.C. § 16911 (8) : U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, *Office of Sex Offender Sentencing, Monitoring, Apprehending, Registering, and Tracking (SMART), Sex Offender Registration and Notification in the United States : Current Case Law and Issues*, 2018 [hereinafter Current Case Law and Issues], p. 20 & note 42 ; Brost, *supra* note 8, at 810-811 ; Harris, et al., *supra* note 9, at 774 ; Bowater, *supra* note 10, at 818 and 821-822 ; Paladino, *supra* note 11, at 271 and at 281-282 ; Levick, *supra* note 14, at 118 ; Parker, *supra* note 20, at 170-172 and *Ibid.* at 170 & note 6. なお、当初のSORNAでは、このように、性犯罪の非行事実が認められた少年の登録及び通知が規定されていたのであるが、その後、反対意見が相次いだ。すなわち、少年の性犯罪者に対するSORNAの規定は過度であり、広汎に過ぎる、少年の改善更生を目指すという少年司法の目的や基本理念に反するなど、このようなのである（なお、本文（三）及び四（五）参照）。そこで、二〇一一年に司法長官によって公表された「性犯罪者の登録及び通知に関する追加指針：最終版（Supplemental Guidelines

アメリカ合衆国における少年の性犯罪者に対する登録・通知制度（隅田）

- for Sex Offender Registration and Notification: Final guidelines)」によつて、少年の場合、各法域は、その少年に関する情報を地域社会及び一般市民に通知する必要はなから旨が規定されるに至つた。See *In re C. P.*, 967 N. E. 2d at 739; 76 Fed. Reg. 1630, 1632 (Jan. 11, 2011); 75 Fed. Reg. 27362, 27363-27364 (May 14, 2010); 73 Fed. Reg. 38030, 38032 (July 2, 2008); Harris, et al., *supra* note 9, at 774-775; Halbrook, *supra* note 11, at 23-24; Paladino, *supra* note 11, at 282-283; Sandler, et al., *supra* note 14, at 132; Parker, *supra* note 20, at 173.
- (22) See Letourneau, et al., *supra* note 10, at 106; Young, *supra* note 13, at 463-464 and 471. 本州の SORN は、少年裁判所に対して、改善更生及び非公開主義 (confidentiality) から刑罰主義及び公開主義へと基本理念を変更する舵を切らせたものとれる。See Brown, *supra* note 11, at 370-371. 本州のように対象として少年が追加された子どもの関係で、本来は、少年を保護することを目的として整備された法制度が、実際には少年を苦しめるために機能するものになったというような見方も示されつゝる。See Young, *supra* note 13, at 463 and 483; Levick, *supra* note 14, at 116.
- (23) 42 U. S. C. §§ 16911(1)-(4) and 16915(a); 73 Fed. Reg. at 38068; Brown, *supra* note 11, at 378 and 381-382; Parker, *supra* note 20, at 172.
- (24) 42 U. S. C. § 16915(b); Halbrook, *supra* note 11, at 22; Brown, *supra* note 11, at 383.
- (25) 42 U. S. C. § 16914(a)(1)-(6), (b)(1)-(7); 73 Fed. Reg. at 38054-38058; Paladino, *supra* note 11, at 280; Brown, *supra* note 11, at 384; Young, *supra* note 13, at 469. 本州の司法長官の判断によつて、異なる事柄の他のメール・アドレスや電話番号、生年月日等を追加する子どもをみる。See 42 U. S. C. § 16914(a)(7), (b)(8); 72 Fed. Reg. 30210, 30220-30223 (May 30, 2007).
- (26) 42 U. S. C. § 16918(a); Brown, *supra* note 11, at 384-385; Young, *supra* note 13, at 469. 登録された情報はインターネット上のサイトを通じて公開されるものが多くあるが、中には、住民集会やチャット・ルームの類 (Etters) の新聞広告等の手段が利用される場合もあるとれる。See Human Rights Watch, *Raised on the Registry: The Irreparable Harm of Placing Children on Sex Offender Registries in the US*, 2013. [hereinafter *Raised on the Registry*], p. 40. 本州の異なる情報に基づいて市民向けに公開されるわけではなく、「エウリユ・シヨードイン」一般向け全米性犯罪者登録サイト (Drug Stoin National Sex Offender Public Website) (SORNA) に基づいて SORPR がのちに改められている) では、被害

- 者の身元や対象者の社会保障番号等は必要に除外される。See 42 U.S.C. § 16918(b)；73 Fed. Reg. at 38058-38060；79 Fed. Reg. at 30223-30225；Bowater, *supra* note 10, at 825-826；Brown, *supra* note 11, at 380 & note 57.
- (27) Current Case Law and Issues, *supra* note 21, at 1. 州ごける規制の内容等に関して「5」Pitman, Nicole and Quyen Nguyen, *A Snapshot of Juvenile Sex Offender Registration and Notification Laws: A Survey of the United States*, 2011, pp. 31-115 以下を参照。44号 GAO Report, *supra* note 11, at 13-18 & Sandler, et al., *supra* note 14, at 132 参照。
- (28) *In re C. P.*, 967 N.E.2d at 738；Halbrook, *supra* note 11, at 42；Paladino, *supra* note 11, at 273 and 298-299；Levick, *supra* note 14, at 124.
- (29) Minutola, Lisa Ann and Riya Saha Shah, "A Lifetime Label: Juvenile Sex Offender Registration," *Delaware Lawyer*, Vol. 33, No. 4, Winter 2015-2016, p. 8 and p. 13 & note 4；Carpenter Catherine L., "Against Juvenile Sex Offender Registration," *University of Cincinnati Law Review*, Vol. 82, 2014, pp. 783-784；Paladino, *supra* note 11, at 286.
- (30) Letourneau et al., *supra* note 10, at 106；Halbrook, *supra* note 11, at 6-7 and 23-25；Paladino, *supra* note 11, at 284-286；Levick, *supra* note 14, at 119；Minutola, *supra* note 29, at 8；Carpenter, *supra* note 29, at 783. OINAを施行するたの予算に関する「甘利・前掲注(7)論文四七頁から四八頁参照。
- (31) Berkowitz, *supra* note 4, at 7.
- (32) Pitman, *supra* note 27, at 1 and 12.
- (33) 538 U.S. 84 (2003). 本判決については、「座談会 合衆国最高裁判所二〇〇二—二〇〇三年開廷期重要判例概観」(二〇〇三—二)「アメリカ法(三〇四頁以下)や松井・前掲注(15)論文二五六頁以下も参照。
- (34) 538 U.S. at 92.
- (35) *Ibid.* at 92-94 and 96.
- (36) 372 U.S. 144, 168-169 (1963).
- (37) 538 U.S. at 97-102.
- (38) *Ibid.* at 105-106.
- (39) *Ibid.* at 114-118 (Ginsburg, J. dissenting).

- (40) 709 F. 3d 257, 263–266 (4th Cir. 2013).
- (41) 967 N. E. 2d at 734–750.
- (42) Levick, *supra* note 14, at 123.
- (43) 952 N. E. 2d 1108, 1110–1114 (Ohio 2011).
- (44) 967 N. E. 2d at 737–739 and 744; Halbrook, *supra* note 11, at 44.
- (45) 967 N. E. 2d at 741.
- (46) *Ibid.* at 742.
- (47) *Ibid.* at 742–744.
- (48) 107 A. 3d 1, 2 and 14–20 (Pa. 2014).
- (49) 543 U. S. 551, 555–556, 560–561 and 578–579 (2005).
- (50) *See Ibid.* at 567.
- (51) *Ibid.* at 569–570.
- (52) *Ibid.* at 572.
- (53) 560 U. S. 48, 52–53 and 82 (2010).
- (54) *Ibid.* at 79 and 82.
- (55) *Ibid.* at 59 and 67–68.
- (56) *Ibid.* at 68–69; Sterling, *supra* note 8, at 313. 本庄武「脳科学・神経科学と少年の刑事責任」『犯罪社会学研究』四二号（二〇一七年）三五頁から三六頁は、このように本判決では脳科学の研究に言及されることが注目されると指摘する。
- (57) 560 U. S. at 69–71.
- (58) 567 U. S. 460, 465 and 489 (2012).
- (59) *Ibid.* at 469–480.
- (60) *See Halbrook, supra* note 11, at 6.
- (61) *See Parker, supra* note 20, at 190.

- (62) Halbrook, *supra* note 11, at 7 and 30-32; Carpenter, *supra* note 29, at 770.
- (63) Shepard, Rebecca, "Does the Punishment Fit the Crime?: Applying Eighth Amendment Proportionality Analysis to Georgia's Sex Offender Registration Statute and Residency and Employment Restrictions for Juvenile Offenders," *Georgia State University Law Review*, Vol. 28, 2012, pp. 534-535 and p. 553; Parker, *supra* note 20, at 191; Carpenter, *supra* note 29, at 775-777.
- (64) Parker, *supra* note 20, at 190-192; Shepard, *supra* note 63, at 540-541 & note 69.
- (65) See Halbrook, *supra* note 11, at 30; Brown, *supra* note 11, at 385-386; Carpenter, *supra* note 29, at 780.
- (66) See Halbrook, *supra* note 11, at 32 and 33.
- (67) これら一連の事例について検討した邦文文献として、海瀬弘章「アメリカ少年司法の新しい潮流とわが国への示唆 連邦最高裁判決における『少年』の再発見およびエヴィデンス・ベースド・プラクティスによる厳罰主義からの脱却について(上)(下)」「季刊刑事弁護」八〇号(二〇一四年)一七九頁以下、同八一号(二〇一五年)九九頁以下、山崎俊恵「アメリカにおける少年の刑罰—アメリカ合衆国最高裁判所の判例から—」『修道法学』三七卷一号(二〇一四年)三七頁以下、また、脳科学と少年の刑事責任といった視点から、これらの事例を検討した邦文文献として、本庄・前掲注(56)論文三三頁以下参照。
- (68) Parker, *supra* note 20, at 183.
- (69) *Ibid.* at 183-184.
- (70) See *Ibid.* at 184.
- (71) 時系列的には、*Robert* の判示→*SORNA* の制定→*Graham* の判示(順番)となる。
- (72) See Halbrook, *supra* note 11, at 32; Brown, *supra* note 11, at 372 and 396-406; Carpenter, *supra* note 29, at 754.
- (73) GAO Report, *supra* note 11, at 24; Sandler, et al., *supra* note 14, at 132. 444 Halbrook, *supra* note 11, at 16 & Levick, *supra* note 14, at 122 参照。
- (74) Sandler, et al., *supra* note 14, at 136. 他 444 Letourneau, et al., *supra* note 10, at 115 参照。
- (75) *Ibid.* at 107; Levick, *supra* note 14, at 121; Raised on the Registry, *supra* note 26, at 9 and 50-79.

- (9) See Bremer, Janis F., “Juveniles Who Engage in Sexually Harming Behavior—A Restorative Justice System,” *William Mitchell Law Review*, Vol. 32, 2006, p. 1089; Harris, et al., *supra* note 9, at 772; Carpenter, *supra* note 29, at 757 and 771.
- (17) See Brost, *supra* note 8, at 822 and 823; Halbrook, *supra* note 11, at 16 and 17.
- (87) See Harris, et al., *supra* note 9, at 780–784.
- (97) Brown, *supra* note 11, at 369–370; Shepard, *supra* note 63, at 531 and 533–534. 普安之聖ノバチ Berkowitz, *supra* note 4, at 7 & Brost, *supra* note 8, at 806–808; Paladino, *supra* note 11, at 269–270; Young, *supra* note 13, at 459; Raised on the Registry, *supra* note 26, at 1–2; Carpenter, *supra* note 29, at 748–751 and 779–780 普安聖°
- (88) Schwartz, Robert G. “Time to Revisit Sex Offender Registration Laws,” *Criminal Justice*, 2014, Spring, p. 43.
- (18) Shepard, *supra* note 63, at 530 & note 5 and 533.
- (82) Halbrook, *supra* note 11, at 22 and 23; Paladino, *supra* note 11, at 298, 444; GAO Report, *supra* note 11, at 29 普安聖°
- (83) Bowater, *supra* note 10, at 841–842; Parker, *supra* note 20, at 202–203.
- (88) Bowater, *supra* note 10, at 842; Paladino, *supra* note 11, at 295–296; Parker, *supra* note 20, at 195 and 203.
- (18) Bowater, *supra* note 10, at 841; Levick, *supra* note 14, at 123; Parker, *supra* note 20, at 195.
- (98) Enniss, Britany, “Quickly Assuaging Public Fear: How the Well-Intended Adann Walsh Act Led to Unintended Consequences,” *Utah Law Review*, Vol. 2008, 2008, p. 710; Tewksbury, Richard, “Collateral Consequences of Sex Offender Registration,” *Journal of Contemporary Criminal Justice*, Vol. 21, 2005, p. 68.
- (82) Paladino, *supra* note 11, at 287; Levick, *supra* note 14, at 121.
- (88) Bowater, *supra* note 10, at 821 and 837; Halbrook, *supra* note 11, at 18; Paladino, *supra* note 11, at 289; Parker, *supra* note 20, at 192; Shepard, *supra* note 63, at 554; Tewksbury, *supra* note 86, at 79.
- (88) See West, Amanda, “The Georgia Legislature Strikes with a Vengeance! Sex Offender Residency Restrictions & the Deterioration of the Ex Post Facto Clause,” *Catholic University Law Review*, Vol. 57, 2007, p. 248.
- (96) See Paladino, *supra* note 11, at 287–288.
- (16) *Ibid.* at 286; Letourneau, et al., *supra* note 10, at 106.

- (92) Halbrook, *supra* note 11, at 32; Paladino, *supra* note 11, at 272; Brown, *supra* note 11, at 386; Carpenter, *supra* note 29, at 754-755. 例えは、現在では「連邦少年非行法 (Federal Juvenile Delinquency Act)」では、非行少年に関する手続はすべて原則として、少年の氏名や顔写真を公開してはならない旨が規定されている。See 18 U.S.C. § 5038(c); Carpenter, *supra* note 29, at 761. また、*Under Seal*, 709 F.3d at 261-262 参照。もちろん、州によっては状況は異なり、少年の手続に全く絶対的に非公開を維持しているのは四州に留まるといって指摘される。See Henning, Kristin, "Eroding Confidentiality in Delinquency Proceedings: Should Schools and Public Housing Authorities Be Notified?," *New York University Law Review*, Vol. 79, 2004, pp. 536-557. 松井・前掲注(5)論文二七四頁から二七五頁参照。
- (93) Carpenter, *supra* note 29, at 755-756.
- (94) See *Ibid.* at 762-763.
- (95) Schwartz, *supra* note 80, at 44.
- (96) See Raised on the Registry, *supra* note 26, at 52.
- (97) Paladino, *supra* note 11, at 305.
- (98) Gruber, Staci A. and Deborah A. Yurgelun-Todd, "Neurobiology and the Law: A Role in Juvenile Justice?," *Ohio State Journal of Criminal Law*, Vol. 3, 2006, p. 331; Young, *supra* note 13, at 460.
- (99) Raised on the Registry, *supra* note 26, at 26; Carpenter, *supra* note 29, at 784-785.
- (100) Halbrook, *supra* note 11, at 8-9; Young, *supra* note 13, at 480; Shepard, *supra* note 63, at 546. 人の脳の発達と少年非行、また、脳科学と少年非行に関連する近時の邦文文献として、『犯罪社会学研究』四二号(二〇一七年)所収の友田明美「脳科学・神経科学と少年非行」一頁以下や赤羽由起夫「脳科学化する社会と少年観」一九頁以下、上野正雄「脳科学・神経科学の進歩と少年司法」一六五頁以下等参照。
- (101) Young, *supra* note 13, at 480; Parker, *supra* note 20, at 187; Carpenter, *supra* note 29, at 785.
- (102) See Parker, *supra* note 20, at 187.
- (103) *Ibid.* at 186.
- (104) See *Ibid.* at 184 and 185.

- (105) *Ibid.* at 185; Wind, *supra* note 9, at 114.
- (106) Meiners-Levy, Suzanne, "Challenging the Prosecution of Young 'Sex Offenders': How Developmental Psychology and the Lessons of *Roper* Should Inform Daily Practice," *Temple Law Review*, Vol. 79, 2006, p. 506; Bowater, *supra* note 10, at 839.
- (107) Paladino, *supra* note 11, at 290. ㄏㄨㄚˊ Leon, Chrysanthi, David L. Burton, and Dana Alvarez, "Net-Widening in Delaware: The Overuse of Registration and Residential Treatment for Youth Who Commit Sex Offenses," *Widener Law Review*, Vol. 17, 2011, p. 145 参照。
- (108) Klein, Spencer, "The New Unconstitutionality of Juvenile Sex Offender Registration: Suspending the Presumption of Constitutionality for Laws That Burden Juvenile Offenders," *Michigan Law Review*, Vol. 115, 2017, pp. 1386-1387; Bowater, *supra* note 10, at 840 and 841; Halbrook, *supra* note 11, at 13; Paladino, *supra* note 11, at 290 and 291.
- (109) Bowater, *supra* note 10, at 840; Parker, *supra* note 20, at 188.
- (110) Carpenter, *supra* note 29, at 786. ㄏㄨㄚˊㄉㄨㄛˊㄅㄨㄛˊㄉㄨㄛˊ Halbrook, *supra* note 11, at 13-15 等々 参照。
- (111) See Paladino, *supra* note 11, at 292-293. 例々ㄏㄨㄚˊ *Ibid.* at 293 & Parker, *supra* note 20, at 189 は、セラピー療法や認知行動療法プログラム (cognitive-behavioral treatment program) を主張している。因みに、わが国では、性犯罪者に対して、出所後、認知行動療法を中心とした治療を受けさせる制度を整備する方針を固めたとされる。『産経新聞』二〇一八年八月五日一面「性犯罪出所者に国費治療 再犯防止 来年度実施へ」参照。
- (112) Carpenter, *supra* note 29, at 747 and 785.
- (113) Prost, *supra* note 8, at 818; Halbrook, *supra* note 11, at 56; Brown, *supra* note 11, at 372; Klein, *supra* note 108, at 1382-1384. 少年に対して終身の登録を課すところのは、*Graham* 等々問題となった刑罰と同様、将来に向けての希望を持つなど処分であるといえる。ㄏㄨㄚˊㄉㄨㄛˊ *Roper* と *Graham* における量刑の適切性に関する評価の仕方は、少年の性犯罪者に対する登録制度の是非の判断にも適用され得ると考えられるのである。
- (114) Halbrook, *supra* note 11, at 25, 41 and 50-51; Parker, *supra* note 20, at 196-197; Shepard, *supra* note 63, at 547.
- (115) *Ibid.* at 548; Sterling, *supra* note 8, at 314; Halbrook, *supra* note 11, at 50.

- (116) Parker, *supra* note 20, at 197; Shepard, *supra* note 63, at 548.
- (117) Halbrook, *supra* note 11, at 56; Parker, *supra* note 20, at 197–198.
- (118) See Shepard, *supra* note 63, at 550.
- (119) See *Ibid.* at 550–551; Halbrook, *supra* note 11, at 51.
- (120) *Ibid.*
- (121) See Sterling, *supra* note 8, at 314; Parker, *supra* note 20, at 205; Carpenter, *supra* note 29, at 791–792.
- (122) 140 Cong. Rec. H 5612–03, 1994 WL 363730 (Statement of Rep. Jennifer Dunn).
- (123) Sacco, Lisa N., *Federal Involvement in Sex Offender Registration and Notification: Overview and Issues for Congress*, *In Brief*, Congressional Research Service, 2015, p.1; Sandler, et al., *supra* note 14, at 132.
- (124) See Carpenter, *supra* note 29, at 762–763.
- (125) そのほか、例えば、裁判所が、少年の年齢や犯罪の内容等の観点から危険性の評価を個別に行い、当該少年が性犯罪者として登録されるべきかどうかを判断する、そのような裁量を裁判所に認めるべきではないかといった提案がなされている。See Halbrook, *supra* note 11, at 52 and 54; Shepard, *supra* note 63, at 554–557. 実際には、オレゴン州では二〇一五年に法改正が行われ、それまでの少年を自動的に登録するところの制度から、裁判所が審問を開催した上で登録の可否を決定するというように改められたところとなっている。See Letourneau, et al., *supra* note 10, at 106. 刑事司法手続における少年の年齢の重要性に関しては、*J. D. B. v. North Carolina*, 564 U.S. 261 (2011) 参照。本件に関する近時の邦文文献として、山口直也「脳科学・神経科学と適正手続保障——米国連邦最高裁 J. D. B. v. North Carolina 判決の検討を中心に——」『犯罪社会学研究』四二号（二〇一七年）五〇頁以下参照。
- (126) See Bowater, *supra* note 10, at 828–829. わが国では、現在、大阪府でのみ、性犯罪の前歴者に対して氏名及び住所等の届け出義務を課す条例が施行されているが、今後、他の自治体にも増える可能性は考えられる。その際には、対象となる犯罪や犯罪者の範囲を慎重に検討する必要があるだろう。なお、『読売新聞』二〇一八年一月三〇日三二面「性犯罪条例 大阪府が検証 元受刑者に住所届け出義務」参照。
- (127) See *Doe v. District Attorney*, 932 A.2d 552, 568 & note 21 (Me. 2007) (Alexander and Silver, JJ. concurring); Halbrook, *América* 合衆国における少年の性犯罪者に対する登録・通知制度（隅田）

supra note 11, at 30–31; Raised on the Registry, *supra* note 26, at 44; Carpenter, *supra* note 29, at 749 and 792.

- (128) Prost, *supra* note 8, at 819; Bowater, *supra* note 10, at 820–821; Levick, *supra* note 14, at 128; Parker, *supra* note 20, at 204–205.

【付記】

伊藤康一郎先生のご逝去の報に接してから早くも一年が経ちました。ここに謹んで哀悼の念を表します。

伊藤先生の古稀あるいは還暦記念の論文集であれば、喜んで寄稿することができました。それが、まさかこのような形で追悼論文集への寄稿になろうなどは夢にも思いませんでした。

私が伊藤先生に初めてお会いしたのは、中央大学大学院博士課程前期課程の授業であったと記憶しています。そして、修士論文のプロスペクタスを発表した際に、たまたま授業にいられていた先生から多くの指摘を受けたことを鮮明に覚えております。その後、今日まで長きに亘ってご指導頂くことになりました。

また、先生とは、研究面での指導のみならず、私的な面での交友もあり、これも思い出になっております。十数年前、新宿・歌舞伎町にある、当時の私にはかなり敷居の高い焼き肉店に連れて行って下さったことや、先生が中央大学に戻って来られた後には、地元・立川の店で祝杯を挙げたことが楽しい思い出として残っております。

本来であれば、これからこそ先生から学問に関する様々なことを学びたかったのですが、入れ替わるように、私が東京を離れることになり、現在に至っているため、それも叶わなくなりました。本当に残念としか言いようがありません。先生に捧げるには内容及び検討ともに不十分であり、余りにも拙いものですが、これまで先生にご指導頂いた感謝を込めて謹んで捧げます。

最後に、改めて、心より伊藤先生のご冥福をお祈り申し上げます。

(帝塚山大学法学部非常勤講師)